

パブリックコメントの実施について

1. パブリックコメントについて（案）

募集期間：令和7年12月1日（月曜日）～令和8年1月5日（月曜日）【予定】

- 対象者：①富田林市内に住んでいる人
②富田林市内に勤務している人
③富田林市内に在学している人
④富田林市内に事務所や事業所がある個人及び、法人、団体等
⑤富田林市に対し納税義務のある人
⑥本条例に利害関係のある人

募集方法：通常のパブリックコメントに加え、こども向けの意見募集を実施する

募集手法：はがき・封書・FAX・Eメール・直接持参・応募フォームによる募集

募集内容：「子どもの権利条例（素案）」に対するご意見をご入力ください

2. 「みんなの意見を教えて！（こども向けの意見募集）」について（案）

「みんなの意見を教えて！」とは、こどもが意見を提出しやすいように工夫したこども向けに実施する条例への意見募集のことです。

募集期間：令和7年12月1日（月曜日）～令和8年1月5日（月曜日）【予定】

- 対象者：富田林市内に在住・在学・在勤しているこども

募集手法：はがき・封書・FAX・Eメール・直接持参・応募フォームによる募集

募集内容（案）：以下の内容を予定しています

- ・問1 「子どもの権利条例の案」について、思ったことを書いてください（自由記述）

周知手法：こどものけんりニュースの配布、市広報誌、市公式LINEと子育てアプリによる通知

工夫：・「子どもの権利条例の案（こども版）」の作成（こどものけんりニュース10月号を活用）

- ・子どものけんりニュース（12月号）に掲載し、こどもへ配布

- ・募集内容をこども向けに作成

※学校を通じて実施する「みんなの意見を募集するよ！」と異なり、質問を自由記述のみとしています。また、市広報誌や市公式LINEに掲載することで、市内在住の市外の学校に通うこどもなどに、周知を行います。

3. 今後のスケジュール（予定）

| 回 | 日付 | 内容（予定） |
|----------------|-------------------------------|--|
| 第9回条例検討委員会 | 令和7年10月24日（金） | 素案の完成 |
| パブリックコメントの実施 | 令和7年12月1日（月） から令和8年1月5日（月） | |
| 第10回条例検討委員会 | 令和7年12月19日（金） | 報告書の検討 |
| 第11回条例検討委員会 | 令和8年1月30日（金） | 条例案の完成 (パブリックコメント 「みんなの意見を教えて！」 「みんなの意見募集するよ」の反映) 報告書の完成 |
| パブリックコメントの結果掲載 | 令和8年2月下旬 | 市ウェブサイトに掲載 |
| 議会上程 | 令和8年2月下旬 | |